

後援等の申請方法

「太宰府市」の後援等の申請は、「後援等申請書」に必要事項を記入し、下記の書類を添えて「総務課」まで持参または郵送により提出してください。

審査の期間が2週間程度かかる場合がありますので、早めに申請をお願いします。

◆添付書類

- (1) 団体の概要、活動内容がわかるもの（規約、チラシ等）
- (2) 今回の事業概要がわかるもの（実施要項、企画書等）
- (3) 今回の事業収支予算書（有料事業の場合は必ず添付してください）
- (4) 開催地自治体の後援等決定通知書の写し（開催場所が太宰府市外の場合）

※ 必要な書類が添付されていない場合は審査をすることができません。

※ その他、審査に必要な書類の提出を求めることがあります。

※ 後援等決定通知書の郵送を希望される場合は、返送先を記入し、所定の金額の切手を貼付した返信用封筒を添付してください。

◆その他

- ・過去、後援等事業報告書を未提出の団体については、新たな後援等の承認は行いません。
- ・「太宰府市教育委員会」の後援等申請については「社会教育課」が担当していません。

申請先 〒818-0198

太宰府市観世音寺1丁目1番1号 太宰府市 総務部 総務課 庶務法制係

電話 092-921-2121 FAX 092-921-1601